

議案第97号

教師用教科書及び指導書の取得について（追認）

下記のとおり教師用教科書及び指導書を取得したことにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月12日提出

三田市長 田村克也

記

1 取得数量

小学校教師用教科書及び指導書 1,878冊

2 取得の目的

教科書の採択に基づく小学校教師用教科書及び指導書を購入し、学校教育の充実を図る。

3 取得金額

24,033,866円

4 取得の相手方

兵庫県三田市中央町16番3号

オクショウ

代表 田村 恵子

5 契約年月日

令和6年4月1日

1 事業概要

三田市立小・中学校の教科書について、通常4年ごとに文部科学省の検定に適合した検定済教科書の中から1種類を採択している。小・中学校の児童・生徒が使用する教科書は、国の教科書無償給与制度により無償で配付されるが、教師が使用する教科書及び指導書については、無償給与制度の対象とならず、令和6年度が小学校教科書の改訂期であったことから、教師用の教科書及び指導書を購入する必要があった。

2 購入した教師用の教科書及び指導書

小学校13科目分127種（教科書67種 指導書60種）

3 購入冊数及び金額

	教科書	指導書	合計
冊数（冊）	1,081	797	1,878
金額（円）	411,696	23,622,170	24,033,866